

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市風致地区内における建築等の許可	
根拠条例等・条項	堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例	
所 管 課	公園緑地 部	公園緑地整備課
審 査 基 準	都市計画法第58条第1項の規定に基づいた「堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例」により、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木材の伐採その他の行為について審査する。	
標準処理期間	標準処理期間	
	標準処理期間を設定できない理由	事案ごとに協議調整時間に差異が生じるため標準処理期間を設定していません。